

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○坂本委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の  
申出があります。小川君の持ち時間の範囲内でこ  
れを許します。長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしくお願  
いをいたします。

先ほどの音声データは、お昼、御確認いただい  
て、一時に、一問、冒頭質問しますので、よろし  
くお願いをいたします。

そして、六分しか午前中はございませんので、  
小川代表の質問の関連をお伺いしていきたいとい  
うふうに思います。

まず、高市首相の御意見、姿勢をお伺いしたい  
んですけれども、給付つき税額控除ですね、これ  
は働いていない人には出ない、働いていない人  
には支払わないというふうにならないようにする、  
こういうことでよろしいんですね。

○高市内閣総理大臣 給付つき税額控除の在り方  
につきましても、今、国民会議で御議論いただい  
ている最中でございます。私としましては、低所  
得、中所得で税、社会保険料の負担が重い層に対

して集中的に支援ができる、そういう制度をつく  
りたいという思いを長く持ち続けてまいりました。  
これから国民会議の議論をまだ見守らなきゃいけ  
ないし、いろいろな課題、そして意義も指摘され  
ていくことだろうと思っております。

○長妻委員 ということは、働いていない方にも  
お支払いすべきと、今の対象の方には。そういう  
御意見と承ってよろしいんですか。

○高市内閣総理大臣 これもちよつとさきの質問  
者に対して城内大臣がお答えしたとおりなんです  
けれども、給付つき税額控除と既存の社会保障制  
度の双方から取り残される者が生じないようにし  
ようという意見も出ているということですから、  
これは国民会議の議論を先取りして私が申し上げ  
るわけにはいかなのですが、そのような問題意  
識があるということは確認いたしております。

○長妻委員 私が政府から聞いておりますのは、  
お子さんは別にして、働いていない人は支給しな  
い、こういう制度だと政府から聞いているんです  
が、そういうことにならないように、これは話が  
違いますよね、働いていない人も消費税は負担し  
ているわけですから。そういうふうにならないよ  
うにという、一番冒頭の答弁はそういう趣旨だと  
受け止めましたので、働く、働かないという区別  
はなさらないで御答弁されたので、是非それを踏  
まえていただきたいと思えます。

そして、もう一つ気になるところ、小川代表も  
申し上げたわけですが、長期金利なんです  
ですね。

今、長期金利、少し前に二・八%をつけて、こ

れが二十九年ぶりだということでございます。長  
期金利が非常に上がっている、国債の価格が下が  
っているというのは、この要素の中で、原因の中  
の一つに、やはり日本の財政が信認されなくなっ  
ている、日本の財政に対して不信の意識が高まっ  
ている、こういうような要素も、全部じゃないで  
すよ、そういう要素も含まれるというふうには総理  
はお考えですか。総理の認識だけお伺いしたいん  
ですけれども。

○高市内閣総理大臣 これはマーケットによつて  
様々な認識の下に判断されるものだと思います。  
ここで決め打ちで、これが要素だとか、そういう  
ことを私は発言いたしません。

○長妻委員 多くのエコノミストが、やはり日本  
の財政の信認というのも長期金利に影響する、今  
回もそれが要素の一つとなつているんじゃないか  
ということは言っているわけですね。市場からの  
不信認を受けたとまでおっしゃっておられる方も  
いらっしゃるんですが、実際、総理は、日本の財  
政に対する信頼ということについても、長期金利  
に、今回二・八パーをつけましたけれども、影響  
が全くなかったとお考えになつていないと思っ  
たんですが、それでよろしいんですか。

○高市内閣総理大臣 私は、マーケットは常に注  
視をいたしております。

○長妻委員 いや、お答えいただきたいと思いま  
す。

○高市内閣総理大臣 国債との関係でおっしゃつ  
たら、マーケットは市中の発行額を見ているんだ  
と思います。

今回の補正予算の編成に当たっては、そういった影響を国債マーケットに及ぼさないように工夫をしたということでございます。

**○長妻委員** それは、工夫していないんじゃないかと。さつき三兆円の規模ということで、我々は、補正予算というとき、コロナのとき以来、もう十数兆というのが慣れっことになっているかもしれないけれども、これまでは一兆とか二兆とかそのぐらいの規模の補正予算というのかなりありまして、今回、三兆円であれば、これは十分、基金を取り崩して、我々としては財源としてできるというふうに考えておりますので、是非、日本の長期金利が跳ね上がる、これは日本の財政に対する不信、これが突きつけられたという側面もあるということも十分踏まえて、補正予算、今後の予算編成などなど、取り組んでいただきたいと思っております。午前中はこれで終わります。ありがとうございます。

**○坂本委員長** 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

**○坂本委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。長妻昭君。

**○長妻委員** よろしくお願いをいたします。長妻昭です。

先ほど午前中、伊佐さんの質問の直後に、音声データそのものを聞ける状態でお渡ししておりますが、真偽はお分かりになりましたでしょうか。

**○高市内閣総理大臣** 済みません、規約を確認中なんです。有料のものを他人に聞かせてはいけないという規約に抵触してはいけないかと思いましたが、文字起こしをしてみました。出所不明のものですけれども、国会では扱わないと聞いておりますけれども、御指示がありましたので内容を確認しました。

その内容については、広く国民の声を聞くためにはどうしたらいいのかといった内容でしたので、週刊誌がこれまで問題にしているような、動画の作成ですとかそういったやり取りではないものでございました。

**○長妻委員** そうすると、木下秘書の本人の音声、本人の声ということで間違いはないですか。

**○高市内閣総理大臣** それは今申し上げたとおりのことで、文字にしてもらったんですけれども、だから断言することは難しいんですけれども、やり取りの内容は把握いたしました。

それで、御指摘いただいたような、他候補を批判する動画の作成ですとか、それから何かそれを広げてくれとか発信するとか、そういった内容のものではなくて、ここに出ているんですけれども、たくさんの方の、広く国民の声を聞くためにどうしたらいいのかといった内容でございました。

**○長妻委員** これは文春の確認を取っておりますので、それを録音して、特別なので提供していいと、総理にですね。そういうことで提供したわけで、明日も参議院の方で野党が質問しますので、まずその音声の主が木下秘書かどうか確認の上、あした、野党の質問に答えていただきたいという

ことを申し上げておきます。

そして、今日、質問としては、高市内閣が進めている個人情報保護法の改正でございます。

これは高市内閣が肝煎りで進めている、個人情報保護法を改正しようということで、この中に、総理、問題点が、かなり大きな問題が含まれているのを御存じでしょうか。

どういう問題かといいますと、やはり我々も、医学の進歩のためには、ビッグデータ、多くの病歴データを集める、例えばAIに読ませるなどなど必要だと思っているんですが、個人情報保護法というのは、活用と保護、保護と活用をてんびんにかけて、そしてバランスよく国民の信頼を得て進めていかないといけないと思うんですね。

その意味で、今回の改正案は、相当活用一辺倒の部分があつて、保護が軽視されている。このままだと、むしろ、私も推し進めたい医療のAIの進歩に逆行するんじゃないか、国民の不信を買って、そういう強い懸念を持っているんです。

どういうことかといいますと、病歴について、病歴というのは余り知られたくないですよ、名前と住所つきで。やはり知られたくない。これは要配慮個人情報というんですね。例えば、名前、住所つきの病歴が、統計作成等という目的であれば、企業やあるいは個人事業主、そこに渡すことができる、こういうような法案、条文が改正案に入っているんです。

これは多くの有識者に聞いても、いや、これはどうなんだ、危ないんじゃないかという声が上がっているにもかかわらず、自民党、業界が一

体となつて、かなり強い要請、プレッシャーがあったというふうに聞いておりますし、報道でも一部出ているところでございます。

この住所、名前つきで、公開されていない病歴を、本人の同意なく、統計特例ということであれば企業や個人事業主に渡すことができる、こういう条文が入っているというのは御存じでしたですか。あるいは、いつ頃知りましたか。

○高市内閣総理大臣 私の説明を受けたのは、閣議決定前には大体法律案の概要説明を受けますので、四月に入つてすぐぐらいだったと思います。

○長妻委員 これは高市首相にお伺いするんですけども、率直に言つてどんな感想を持ちましたかね。

つまり、欧米でも類を見ない法律なんです。名前と住所がついたまま病歴が、統計作成等という目的であれば、統計特例ということで企業とか個人事業主に渡すことができる。これは直感的にまずいとは思われなかったんでしょうか。

○松本（尚）国務大臣 まず、この法律の大きなたてつけをちゃんと説明しなきゃいけないと思います。

個人情報保護法は、特に、今委員御指摘のとおり、医療情報に関しては、御承知のように、匿名加工情報と仮名加工情報でしっかりとまず個人情報保護していこうと。それについて、例えば匿名加工情報であれば第三者に提供できるし、仮名加工情報であれば共同利用先に提供できて、そこからいろいろなデータを使用しましょうと。（長妻委員「現行でしよう、今でしよう」と呼ぶ）こ

れは現行法です。

この二つに関しては、相手先の認定も必要はないし、それから、いろいろな体制整備、例えば、要らなくなったデータはちゃんと捨てましょうとか、あるいは安全管理措置をしましょうとかといった体制整備に関しては不要ということになっておりますが、今回は、統計作成、いわゆるAIの開発のみに利用するというふうに限定した上で、それを作成しやすいように、一般論として、このデータを出しましょうというふうになっております。

だけれども、これは決して、ルール、レギュレーションを緩めているわけではなくて、その代わり、今私が申しましたように、安全管理措置であるとか、あるいは要らなくなったものはすぐ捨てましょうとかというような体制をしっかりと整備しなさいということを決められていますから、これからちゃんとそれは言わなきゃいけないんですけど、決められていますので。このように、緩める

ところと厳しくするところ、ある意味バランスを取りながら、針の穴を通すようにたてつけをしていったというところで。

まず、それについてしっかりと皆さんには、国民の皆さんにも御理解いただいた上で、この医療情報はどうやって扱うかというところから次の議論が始まるというふうに思っています。

○長妻委員 ちょっと肝腎なことをおっしゃっておられないんですが、名前と住所の病歴データ、これが、AI開発等の統計特例ということで、企業や個人事業主に渡るといふことなんですね。名前、住所の病歴、これが本人の同意なく渡

るといふのは初めてなんですよ。

確かに、今大臣がおっしゃったように、AI等の開発のための統計作成等なんですけれども、この場合は、政府がおっしゃっておられるのは、もちろん表には出ません。そこでビッグデータを精査をして医学に役立てるので、表には出ないようにする、ただ、もらうのはもらうということなんです。

これは幾つか懸念点があつて、一つは、多くの心配している団体もおっしゃっておられるんですが、一つは機微情報。医療的処置も入るので、例えば、妊娠中絶をされた情報とか、あるいは認知症の情報とか、精神疾患とか、あるいは遺伝病とか、不治の病とか、非常にそういう機微な情報も住所、名前つきで一旦AIに読ませる、あるいは統計作成に使うということになると、まず第三者の企業や個人事業主に一旦渡るといふことなので、誰が考えても分かるのは、そのまま名前つきで情報が他人に渡ると、それは漏れるリスクが高まるというの、これは誰でも分かることですよ。

それともう一つは、ガードレール規制がある、AIに読ませても個人名は表に出ないから大丈夫ですよ、こういう話もあるんです。ただ、AIの専門家に聞くと、いろいろなほかの情報と併せて質問すると、AIがそういう情報を表に出してしまふこともリスクがある、こういうふうにおっしゃるんです。だから、ほかの国では仮名情報にしていくわけですよ。統計作成とかAIの進化、そして医学に役立てるときに、実名は要らないじゃないですか。

ところが、日本は、相手が要請があれば、提供元も了解すれば、実名を出せるという、名前と住所つき、これを出せるということ、これがあるわけ、私はかなりまずいことだというふうに思うんですね。

高市首相、マイナ保険証の利用と比べてみよう……（発言する者あり）橋本さん、ちよつと静かに。橋本さんはずごく楽観的なんですよ、大丈夫大丈夫と言っただけでも、これは医師会も心配しているんですよ。本当に大丈夫なのか。医師会も極めて危険であるとおっしゃっているんですよ、紙で出ています。

高市首相にお伺いするんですが、高市首相、マイナ保険証というのは使っておられますか。

○高市内閣総理大臣 はい、使わせていただいております。

○長妻委員 皆さんも使っていると思うんですが、そのときに、お医者さんに行くたびに、マイナ保険証を読んで、そして、同意とか不同意とか、一個ずつ、自分の病歴をこのお医者さんに提供しているかどうか、その都度こういうふうにはチェックする。（発言する者あり）

○坂本委員長 それぞれ私語は慎んでください。

○長妻委員 タッチするというのは、御経験ありますよね。

○高市内閣総理大臣 医療機関によるのかもしれないんですが、そのような確認をされたことはないですね。顔認証ですかパスワード、それで使えると思うんですけども。

○長妻委員 その後なんです。つまり、マイナ

保険証をリーダーに読ませると、顔認証か暗証番号かどつちかでログインする。しかし、ログインした後に、あなたの病歴をこのお医者さんに教えていいですか。お医者さんに自分の病歴を教えるいいですかということを、いいとか悪いとかタッチする、そういう御経験はありますよね。

○高市内閣総理大臣 済みません、おっしゃっている意味が分かりました。読ませた後ですね。それはございます。

○長妻委員 これは、自分の病歴を、病気になるたときにお医者さんにかかるときに、そのお医者さんにですら、提供していいですか悪いですかというのをチェックするんですよ。

ところが、今回の法律は、大きな穴が空いているのは、第三者の企業とか個人事業主に、名前と住所の病歴を、統計特例ということであれば、それをそのまま生で渡すことができる、こういう法律なんです。

イギリスでは、日経にも報道が出ましたけれども、今年の四月に、こういう見出しです、英国、五十万人分の医療データ流出、中国アリババのサイトに出品ということ、五十万人分の医療データが流出しちゃったんですよ、イギリス。ただし、イギリスは、先ほど申し上げましたように仮名加工している、名前と住所は削除された情報が出た。それでも被害はあるんですけども、名前と住所はなかったんです。

今回、もし流出したら、日本の場合、名前と住所の病歴がそのまま出るんですが、高市首相ちよつとこれは立ち止まった方がいいと思われま

せんか。首相のちよつと感覚をお伺いしたいんですが。

○松本（尚） 国務大臣 今委員おっしゃる、それでも流出したらということを再三おっしゃっているんですけども、流出した場合にどうなるかというところはきちんとして、提供先、いわゆるデータを使う側も、提供元も、しっかり事前に突き合わせた上で、納得の上でやらなきゃいけないというのは、これはもう当然でございまして、ただ単に医療情報を名前と住所つきでずるずると全部出すというわけではございません。

何に使って、どこの誰がどういう目的で使っても、提供元の方は、そのデータを、例えば要らなくなったデータは削除する、すぐに削除してなくしてしまうというようなことも、安全管理措置というものを明確にした上で、双方合意書をもってこの作業が進むということが前提になっていきますから、とにかく名前と住所が全部出るからけしからぬみたいな、そのような言い方をされると、針で穴を通すようにバランスを取っている特例の改正というものは、全く違うふうに理解されるというのにはよろしくなかるうというふうに思っています。

○長妻委員 これもおかしな話で、提供元と提供先がきちつと当然契約書を結ぶんですが、結ばない問題ないだろうということなんです、もちろん提供元は、初めから漏れると思えば、それは出さないですよ。お互い漏れないと思えば、提供元の、例えば医療機関は、お金の報酬があるわけですから、提供するわけですよ。これはすこ

くバランスが悪いんですね。

今、内閣府と厚生省では、次世代医療基盤法という法律があって、ビッグデータを医学の進歩に使うというのをやっているんです、実は。やっていて、ここはすごく厳密ですよ。病院が医療データを企業、製薬メーカー等に提供するときには匿名化するんです、仮の名前。匿名化しないと渡してはいけませんよと厳格な規則がある。

ところが、それをすつ飛ばして、横穴、抜け道で、名前と住所つきのものを、民間企業、個人事業主に渡すことができるというようなことは、これはもう破格の話だと私は思うんですね。

しかも、事前に、例えば、自分の病院からこの企業に渡すというのは、病院のホームページに出さなきゃいけないという規則は改正案に書いてあるんです。ただ、それはちっちゃい字か大きい字か分かりませんが、仮に、自分がかかっている病院が、こういう企業に、名前つき、住所つきでデータ提供するというのが事前告知で気づいた人がいたとして、その人が、いや、自分のだけはちょっとやめてよと。病院に、企業に提供するのはやめてくれと言っても止まらないというわけですよ。止める権利はないというわけです、事前に言ってもですよ。大臣、そうですね。

○松本（尚） 国務大臣 まず、今委員御指摘のとおり、止めるということに関してでございますけれども、確かに、個人情報法が違法に取り扱われる場合は、本人は、現行法の規定に基づき、提供元に対して提供停止の請求を行うことは可能になっています。本特例が導入された場合においても、

本人の権利利益の保護は適切に図られるというふうに思っています。

それは、統計特例の特例というのが、個人に関する情報に当たらない状態にまで加工されているということがそもそも前提になっていますから、個人の権利利益を害するおそれが少ないことが制度的に担保されていれば、これはこのまま前に進められるんですけれども……（長妻委員「だから、本人が止められるのか」と呼ぶ）止められるから、止められる請求権そのものは残っているというふうに考えていいと思います。（長妻委員「違法な場合でしよう」と呼ぶ）違法な場合です。（長妻委員「違法な場合じゃやない場合」と呼ぶ）

違法な場合に止めればいいのであって……  
○坂本委員 指名の上、質問してください。（長妻委員「聞いてるのに、だって、答えていないもの。違法じゃない場合」と呼ぶ）

だから、まず、答弁を聞いてください。そして質問してください。（長妻委員「違法じゃない場合」と呼ぶ）

○松本（尚） 国務大臣 違法な場合に止める必要があるのは、違法な場合は、止める必要はないでしょう。（長妻委員「個人が、だから、出すときに、違法じゃないとき。答えていない、ちょっと止めて、止めて」と呼ぶ）

違法な場合は止める。（長妻委員「だから、違法じゃない場合」と呼ぶ）

○坂本委員長 まず、大臣の答弁を聞いてください。その後、また質疑をしてください。

○松本（尚） 国務大臣 本人が提供停止を無条件

で請求できることとする必要は、ごめんなさい、先ほどの特例の条件を満たしていればその必要はないわけですから、違法な場合に、請求権はちゃんと持っている。違法でなければ、違法でないんですから、これは止める必要はございませんという事です。

○長妻委員 ということなんです。わざと分かりにくくされておられると思うんですが。（発言する者あり）いや、そうですね。

どういうことかという、違法な場合、例えば、統計特例ではないような形で、名前、住所の病歴を使う場合、それは止められますよ。当たり前です。ただ、私が聞いたのは、違法じゃない場合。つまり、統計特例をきちんと守って、この法律のたてつけの中で守ったとしても、名前、住所つきの病歴は企業や個人事業主に提供できるんです。できるんです。ただ、この法律を守っても提供できるけれども、でも自分は嫌だと、それでも。

政府の説明だと、表には出ないと。ただ、それもいろいろ諸説あるわけですね、さつき申し上げたようにAIの学者さんに聞くと。表には出ないと政府は説明していますから、そういうような法的な枠組みを守ったとして、それでも自分は嫌だ、名前、住所つきの病歴は企業に渡すのは嫌だと言っても、それは止める権利がないということなんです、自分には。それを今答弁されたので、非常にそれをすっきり答弁すればいいものを、いろいろおっしゃったわけです。

そして、もう一つ私が驚きましたのは、外国企業にも渡せるということなんです、実名の名前、

住所つきの病歴データを外国の企業に。例えば、中国の企業に渡すことができる。これは、基準適合体制というものが確認できれば渡すことができる。

しかも、この基準適合体制というのは、私は個人情報保護委員会がチェックして認定するんだと思ったら、そうじゃない。提供元と提供先が契約を交わすときに、提供元が、基準適合体制に合っているかどうかチェックして、合っているよと思えば、例えば病院から中国企業に情報が名前、住所つきで提供できる、こういうものなんですね。基準適合体制は今も定まっておりますけれども、こういうようなことというのは、私はどうなのかというふうに思うわけです。

ちよっとお伺いしますけれども、これまで、第三者提供、今も、今は匿名であれば病歴データは第三者に提供できます。私は匿名ならいいんじゃないかと思うんですけれども、今もできるんです、匿名なら。

じゃ、聞きますけれども、例えば、中国に匿名で医療データが渡った、あるいは、個人情報、医療データ以外の個人情報も渡ったというのは、何社の企業にこれまで渡りましたか。

○松本（尚）国務大臣 現行法上、個人データを外国にある第三者に提供する場合、国内にある第三者に対する提供の規律に加えて、より厳格な規律が課せられており、この規律により個人の権利利益を保護する仕組みとなっております。

事前審査は、個人情報の委員会に対する報告の規定はないんですが、現状、今何件ということにつ

きましては、日本の病院等から中国企業への個人のデータ提供の件数ということだと思いますが、これについては現状把握はしておりません。

○長妻委員 把握していないんですよ、これは。中国のみならず、海外の企業には相当な数の会社に通じていると私は推察するんですが、把握していない。

そして、産経新聞がいい調査をされて、二〇二一年の五月に企業を調査したところ、日本の国内の大手企業の七社が、中国に個人情報に移転された、あるいは中国企業が個人情報にアクセスできたりする状態にあったと。つまり、個人情報を渡しているわけですよ。これは合法的なんです。繰り返してすけれども、今もできるわけですね。

ただ、これが今度は名前と、匿名じゃなくて名前と住所つきの要配慮個人情報、一定の要件があれば外国企業に渡ることができると。じゃ、外国企業がそのもらった個人情報をごく違法に使ったときに、追跡できるんですか。例えば、中国企業がどこかにそれを渡したときに、中国まで出張してそれを監視するんですか。

○松本（尚）国務大臣 再三この問題については長妻委員とよく議論をさせていただいておりますけれども、繰り返しになりますけれども、提供元と提供先が十分に議論をして、合意をした上でこの作業が始まるということですから、提供元は、提供先がそういった企業とくっついてるようなことがあれば、これは当然、そこでストップするということになりますし、それがちゃんと明記されていないということであれば、今後、医療情報

に関する分野別のガイドラインをしっかりと作っていく中において規定すればいいのであってということだと思います。

そしてもう一つ、今御質問の件ですけれども、事業者と本人の間の、もし、そういった紛争等々、トラブルが起こるようなことがあれば、当然行政が介入することになりますし、それ以前に、相談窓口をちゃんと準備した上で、こういった問題について対処していくという方針でございます。

○長妻委員 トラブルがないとさっぱりというか、まず、どこの企業、どの外国企業に渡ったか全然把握していないんですよ、今、現行法でも渡るにもかかわらず。これはまずくないですか。今度は実名入りですよ。

しかも、さっきのが適用されるわけです。提供元と提供先が締結、契約をして、一定の要件を満たすことになれば、中国企業に自分の情報は実名では嫌だと言っても止まらないんですよ、止める権利がないわけです。私、憲法違反じゃないかなと思うんですけれども。

今、医療データを例に挙げましたが、ほかに、実は、要配慮個人情報は、これまで、医療データを含めて第三者に渡す、企業や個人事業主に渡すときは、必ず匿名じゃなきゃ駄目だった。しかも、実名のときは本人の同意が必須だったんです。ところが、今回の改正法は、それを全部取っ払って、匿名じゃない、実名、しかも住所も入った、例えば病歴、人種、信条、社会的身分、身体、知的、精神障害、犯罪の経歴、犯罪被害、こういう要配慮個人情報も渡すことができると、できる規

定になっているんです、統計特例で。これは相当まずいと思うんですが。

最後、高市首相、もう時間がなくなりましたので、これはちよつとまずいと思いませんか。法案の修正を参議院の野党が今考えて、私も一緒に作っています、持っています。非常にリーズナブルな修正案です。これを真摯に受け止めて、修正も含めて検討すると、総理、御答弁をいただけませんかでしょうか。総理、もう時間がない。

○高市内閣総理大臣 今、しつかりと知恵を集めて審議をされているところだと思います。

法案の修正に関しては、国会において議論して御判断をいただくことだと思いますので……（長妻委員「どう思いますか」と呼ぶ）以上でございます。国会で御判断をいただくべきことだと考えております。

○長妻委員 いや、総理の意見をちよつとお伺いしたいんですよ。

例えば、匿名というか仮名でいいと私は思うんです。仮名ならば、一定の要件をかけて渡すということはあり得ると思うんです、ヨーロッパもやっていますから。

例えば、政府の議事録を読みますと、製薬協という製薬メーカーが集まった協会は、こういうことを言っているんです、氏名ですとか連絡先の情報は、製薬協は必要とじていませんと。必要としないと言っているんですよ。

実は、個人情報保護委員会の方々も、私にレクに来たときに、名前がなければ、創薬、薬を作るメーカー、これが必要ということは聞いていない

というふうにもおっしゃっておられます。

医師会は、先ほど紹介したように、極めて危険である。歯科医師会は、にわかに容認できない。薬剤師会も、にわかに容認できないと文書を出しています。全国消費者団体連絡会は、危険を高める、再検討が必要。主婦連合会は反対。労働組合の連合、仮名化すべきと言っているんです、仮名化。仮名化でいいじゃないですか、ビッグデータ、医学の役に立てるといふことでありますので。

総理、最後に、本当に時間がなくなりましたので、総理の感想を聞かせていただけませんかね。ちよつとこれは、もう時間がないですよ。総理の感想を、先ほどおっしゃらなかったもので、国会に任せるじゃなくて、ちよつと踏み込んで感想をいただければ。

○高市内閣総理大臣 先ほど、私がいつ説明を受けたかという御質問の中で、閣議決定前と申し上げました。そのとき、説明を受けたのは個人情報保護委員会でございます。法案の概要について説明を受けましたが、今委員がおっしゃったような懸念等については説明を受けておりません。

ですから、与党の方でも十分審査をされ、党議決定をされた上で閣議決定したものですから、あとは委員会の場で、しつかり松本大臣からも説明をさせますし、仮に修正という話があったら、それは国会の御判断だと思っております。

○長妻委員 総理にもはっきり説明していないんですよ。私にも一番初めはこの話は説明がなかったもので、本当に勘違いを私は初めにしましたが、実態は今私が申し上げたことです。是非、認

識をいただいで、これは危ない法案ですので、修正をいただきたいと思えます。ありがとうございます。